由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること

ヌ　（略）

四十八～五十七　（略）

2～13　（略）

第二条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（医療法施行規則の一部改正）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会医療法人債管理補助者の資格） **第三十三条の十七の二**　法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百十四条の三に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　弁護士 二　弁護士法人 三　弁護士・外国法事務弁護士共同法人	（社会医療法人債管理補助者の資格） **第三十三条の十七の二**　法第五十四条の七において読み替えて準用する会社法第七百十四条の三に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　弁護士 二　弁護士法人 （新設）

附　則

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。